

運 営 規 程 (予防短期)

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

社会福祉法人 三恵会
介護予防短期入所療養介護事業所 希望の館

介護予防短期入所療養介護事業所 希望の館 運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 社会福祉法人三恵会（以下「本会」という。）が開設する介護予防短期入所療養介護事業所 希望の館（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようになると共に、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護予防介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(事業所の名称および所在地等)

第3条 事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護予防短期入所療養介護事業所 希望の館
- (2) 開設年月日 2000年3月21日
- (3) 所在地 東温市則之内甲2783-1
- (4) 電話番号 089-960-6336
- (5) 事業所番号 3857780500

(運営の方針)

第4条 事業所は、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上と共に、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることが出来るよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。

第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
管理者 (施設長)	1名 (医師兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。 ・従業者に各種規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
医師	1名以上 (施設長兼務)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の診察、健康管理、保健衛生指導等を担当する。 ・利用者のケアプランの検討と実施に関すること。 ・その他
薬剤師	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示による薬剤の処方に関すること。
看護職員	9名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示に基づく入所者の看護、診療の介助、健康管理に関するここと。 ・利用者の日常生活の介護、支援及び家族に対する指導に関するここと。 ・利用者の保健衛生に関するここと。 ・利用者のケアプランの検討と実施に関するここと。 ・その他
介護職員	25名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活の介護、支援に関するここと。 ・利用者のケアプランの検討と実施に関するここと。 ・その他
支援相談員	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに入所者及びの家族の支援相談に関するここと。 ・利用者のケアプランの検討と実施に関するここと。 ・その他
理学療法士 作業療法士	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関するここと。 ・利用者のケアプランの検討と実施に関するここと。 ・その他
管理栄養士	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示による利用者の栄養摂取量の調節および栄養指導に関するここと。 ・給食献立表の作成および調理実務指導に関するここと。 ・給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関するここと。 ・給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関するここと。 ・調理室および食品、器具什器類の保全と衛生管理に関するここと。 ・給食内容の記録作成に関するここと。 ・利用者の食事摂取状況の点検記録と嗜好（趣向）調査の計画実施に関するここと。

		<ul style="list-style-type: none"> ・調理員への保健衛生の指導に関すること。 ・利用者のケアプランの検討と実施に関すること
--	--	--

※従業者の職種・員数は上記のとおりであり、必置職については法令の定める所による。なお、職員については、本体施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を兼務するものとする。

※本体施設の入所定員合計は100名（短期入所及び介護予防短期入所含む）であり、その設備や備品を共有するものとする。

第4章 サービスの内容および利用料その他費用の額 (内容および手続きの説明)

第6条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供と援助)

第7条 事業所は、利用者的心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室においてサービスの提供を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(定員の遵守)

第8条 事業所は、次ぎに掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第12条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の開始に際し、利用申込者が介護保険施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所療養介護の提供日および内容、当該指定介護予防短期入所療養介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費または居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した時は、提供した具体的なサービスの内容等を記録すると共に、利用者から申し出があった時は、文書の交付その他適切な方法により記録したサービスの内容等を利用者に提供するものとする。

(健康手帳への記載)

第14条 削除

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(サービスの提供の取扱方針)

第16条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

2 事業所は、相当期間に以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3 事業所の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導または説明を行うものとする。

4 事業所の従業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる装置を適切に実施するための担当者を設置する。

7 事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護計画の作成)

- 第17条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望およびその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防短期入所療養介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するものとする。
- 2 事業所の管理者は、介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 第1項の規定による介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

(サービス提供の具体的な内容)

- 第18条 事業所が行うサービス提供の具体的な内容は、次のとおりである。

(診療方針)

医師の診療方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- (2) 診療に当たっては、常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげができるよう適切な指導を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況並びに日常生活およびその置かれている環境等の的確な把握に務め、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法または新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるものほか行わないものとする。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医療品以外の医療品を利用者に施用し、または処方しないものとする。
- (7) 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないものとする。

(機能訓練)

事業所は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものとする。

(看護および医学的管理の下における介護)

- (1) 看護および医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清拭するものとする。
- (3) 事業所は、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- (4) 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えることとする。
- (5) 事業所は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (6) 当施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当施設の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならないものとする。
- (7) 当事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うと共に、その発生を防止するための体制を整備するものとする。

(食事の提供)

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。

(その他のサービスの提供)

- (1) 事業所は、適宜入所者のためのレクリエーション行事等を行うよう努めるものとする。
- (2) 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第19条 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスである時は、その利用者負担割合に応じた額を別に定める利用料金表により受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けられることがあるものとする。

(1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(2) 食事の提供に要する費用

（特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、食費の基準費用額（特定入所者介護サービス費が利用者に代わり支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 滞在に要する費用

（特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、滞在費の基準費用額（特定入所者介護サービス費が利用者に代わり支払われた場合は、滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(4) 厚生労働大臣の定める基準の基づき利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 厚生労働大臣の定める基準の基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの。

3 事業所は、前項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得るものとする。また、前項第2各から第5号までの利用料にかかる同意については、文書によって得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第20条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第22条 事業所の通常の送迎実施地域は、松山市（旧北条市、及び島しょ部を除く）、東温市、砥部町（旧広田村を除く）及び西条市丹原町とする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項)

第23条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならぬ。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になるようなことをしないこと。

2 事業所は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者。
- (2) 故意にこの規程等に違反した者。

第7章 非常災害対策

(緊急時における対応)

第24条 事業所の従業者等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医師または、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 当施設は、事故が発生又は再発することを防止するため以下の措置を講ずるものとする。

1. 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 当施設は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事故が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するものとする。
3. 当施設は、事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を、定期的に実施するものとする。
4. 当施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第26条 事業所の非常災害対策は、施設の立地条件等から総合的に判断し、実際に発生の可能性のある災害を「地震」及び「風水害」と想定し、その災害ごとの特性に合わせた防災計画を策定し、施設内の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 事業所は、防災計画に基づき、非常災害時における関係機関への通報・連絡及び避難・誘導等の体制を整備し、定期的に訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害により、ライフラインが一時的に寸断される事態を想定し、入所者や職員の生命維持に必要な物品（非常食、飲料水その他日用品等）の備蓄に努めるものとする。
- 4 事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定)

第26条の2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第27条 事業所は、利用者に対し、適切な指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。
- 2 事業所は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 3 事業所は、当該事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 4 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法等8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

- 第28条 事業所は、当事業所において感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な以下の措置を講ずるものとする。
- ア. 当事業所における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果を職員に周知する。
- イ. 当事業所における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ウ. 当事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的に実施する。
- エ. 上記のほか、別に「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとする。

(苦情処理)

- 第29条 事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所療養介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

- 第30条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 事業所は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第31条 事業所および事業所の従業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示および広告等)

- 第32条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分等)

第33条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(地域との連携)

第34条 指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(提供拒否の禁止)

第35条 事業所は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第36条 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(記録の整備)

第37条 事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないものとする。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。(個室料変更、料金表追加)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。(OT1名増員、リハ加算追加料金表変更)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。(利用定員(旧8条)の削除、地名、苦情担当等の変更)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(19条食費・居住費、介護職員2名増、厚生労働大臣)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(基準改正、介護予防により、2.3.4.5.18.25.28条)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(22条 通常の送迎実施地域の表現変更)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。(22条 通常の送迎実施地域の表現変更)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。(19条 別紙料金表の一部変更)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(19条-別紙料金表の変更・5条-員数の変更)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(5条-員数の変更・19条-別料金表の変更)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(5条・13条・26条・37条の変更)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(5条-員数の変更・19条-別紙料金表の変更)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(19条-別紙料金表の変更)

この規程は、平成27年5月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規定は、平成28年6月1日から施行する。(5条-員数の変更・19条の変更)

但し、19条第1項の規程は平成27年8月1日から適用する。

この規定は、平成29年5月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。(5条-員数の変更)

この規程は、令和6年3月1日から施行する。(主に4.14.16.26.27.28条 基準改正)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	短期入所療養介護事業所 希望の館
申請するサービスの種類	短期入所療養介護
措 置 の 概 要	
1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置	
事業所内に常設の窓口を設置し、常勤の職員を受理担当者とする。	
(電 話) 089-960-6336 (F A X) 089-966-1239 担当者 支援相談員 下土井洋一	
2 円滑敏速に苦情処理を行うための処理体制および手順	
(1) 利用者からの相談、苦情等の申し出があり、その案件が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理する。	
(2) 受理担当者において処理できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り、調査を行い上司に報告して、施設長を長とする関係者検討会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応する。	
(3) 相談、苦情等の処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況（会議状況、利用者への通知等）を記録し保存する。	
3 その他参考事項	
日頃より苦情のでることのないようにサービスの充実を図るとともに、相談苦情の案件について事業内各種会議等において、職員の共通の課題として確認する。	